［削る］

第十号の五様式（第三条の四・第五条の二の三関係）

［様式　別紙九十一　挿入］

第10号の５様式記載要領

１　この申請書は、法第55条の２第１項又は第72条の39の２第１項の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第８条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。

［２・３　略］

第十二号の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙九十四　挿入］

［第12号の２様式備考　略］

第十二号の二の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三十八条関係）

［様式　別紙九十六　挿入］

［第12号の２の２様式備考　略］

第二十号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　別紙九十八　挿入］

第二十号様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　別紙百　挿入］

第20号様式記載要領

［１～６　略］

７　「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第１項第４号の２イ又はハ（政令第45条の４において準用する政令第６条の24第１号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

８　「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、「国の税務官署の更正の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる連結事業年度において連結子法人である法人が記載すること。

第十号の五様式（第三条の四・第五条の二の三・地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第九十四号）による改正前の地方税法施行規則第三条の四の三・第五条の四関係）

［様式　別紙九十一　挿入］

第10号の５様式記載要領

１　この申請書は、法第55条の２第１項若しくは第72条の39の２第１項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第55条の２第１項、第55条の４第１項、第72条の39の２第１項若しくは第72条の39の４第１項の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第８条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。

［２・３　同左］

第十二号の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙九十三　挿入］

［第12号の２様式備考　同左］

第十二号の二の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三十八条関係）

［様式　別紙九十五　挿入］

［第12号の２の２様式備考　同左］

第二十号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　別紙九十七　挿入］

第二十号様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　別紙九十九　挿入］

第20号様式記載要領

［１～６　同左］

７　「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第１項第４号の２イ若しくはハ（政令第45条の４において準用する政令第６条の24第１号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第292条第１項第４号の５イ、ニ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第45条の５において準用する令和２年旧政令第６条の25第１号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。